

厚生労働省委託事業
令和8年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習
募集要綱

1. 目的

国及び地方公共団体の職員が、障害者の職業生活全般にわたる相談、指導に関する事項を習得することを目的に「e-ラーニング・システム(富士通LMS)」を活用し実施するものとする。

2. 受講対象者

(1) 5人以上の障害者が勤務する国及び地方公共団体等の事業所(選任義務事業所)であって、相談員を選任する必要がある事業所において、相談員として選任が予定される職員のうち、認定講習を受講する必要がある者。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律の第43条第6項の政令で定める法人(特殊法人等)において、障害者職業生活相談員として選任が予定される者、又は厚生労働省が必要と認める者。

※民間の事業所に雇用される者については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による認定講習の対象とし、本講習の受講対象外とする。

3. 講習受講申込み及び受講期間について

(1) 受講申込み開始日以降、年度を通じて各機関からの申込みを随時受け付ける。ただし、通年最大5,000人までとする。

(2) 受講申込み時点で定員を超えている場合には、期日をおいて受講ができるように調整を図るものとする。

	申込期間	受講受付完了と修了証登録番号の連絡メール送信期日	受講期間
受講スケジュール	R8年6月15日(月)から R9年2月26日(金)まで	受講申込受付から 概ね10日以内	R8年6月15日(月)から R9年3月12日(金)まで

4. 受講方法

(1) 受講受付完了後、受講受付事務局より「受付完了連絡・システム登録用のID等」の返信メールが、申込時に記載された受講予定者各個人メール宛に送信される。**なお、受講開始直後については、当該返信メールの到着までに時間を要する可能性があるため、あらかじめご了承ください。**

(2) 受講予定者は、このIDを使用し「KnowledgeC@fe」の新規ユーザー登録を行い、受講を開始する。

(3) 新規登録を行ったユーザーID等の有効期間は90日間となり、有効期間が過ぎるとログインができなくなる。

(4) 受講登録の際や、その後のログインの際、パスワード間違いのログインを5回行くと、セキュリティの都合上、自動的に使用制限が掛かること。その場合も、e-ラーニング・システム上で、ご自身でパスワードの再発行手続きができるため、システム上の案内に従うこと。

(5) 本登録の際のパスワードの設定に関しては、英小文字と数字の2種を使い8文字以上の組合せとする。

(6) 登録完了後、システムの使用が可能となり、全6科目・27コンテンツの講習動画の視聴や、全コンテンツ視聴を条件に習熟度確認テストを受けることができる。

5. 受講定員

通年最大5,000人

6. 受講費用

不要

7. 受講申込み手続き

(1) 受講申込みに際しては、当該講習の「受講受付事務局」にて実施する。

(2) 受講申込み先 「認定講習受講受付事務局 宛 info@zac2026.net」

- (3) 申込受付期間内に、申込先へメールにて、別紙1の「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習受講申込みフォーム」に必要事項記入の上、**Excelシートのまま(PDF化したデータは受付不可)** 申し込みをするものとする。受講者個人からではなく、必ず所属先である事業所毎にとりまとめて申込むこと。

8. 講習動画プログラム

別紙2参照

9. 研修受講および修了要件

- (1) カリキュラムの全ての科目を受講し、e-ラーニング・システム上の習熟度確認テストで100%(20/20問)の正答率を得ることを受講修了とする。
- (2) 習熟度確認テストは、受講期間内であれば何回でも受けることができる。
- (3) 講習動画の視聴、ならびに習熟度確認テストは上記受講期間内で全て終えなくてはならない。期間を過ぎた場合には、IDとパスワードが自動的に使用不可となるとともに、修了証書の発行もできないものとする。
- (4) 講習動画の視聴に際しては、システム管理者側で個々の視聴時間数を確認することができるため、視聴時間が講習動画ごとの映像時間数に満たないことを確認した者については、随時受講認定をしないものとする。

10. 修了証書の交付について

- (1) 修了証書については、上記9.の全要件を満たした者について交付する。
- (2) 修了証書は、e-ラーニング・システム上の「受講履歴参照」ページより、受講期間内にダウンロードし保管するものとする。
- (3) 習熟度確認テスト合格後、すみやかに修了証書をダウンロードすること。受講期間を過ぎると、ダウンロードすることができなくなるため、その点留意すること。期間を過ぎての修了証書の交付や、紛失等による再発行は一切行わないものとする。

11. 認定講習に関するお問い合わせ

・問い合わせは、受講者個人からではなく、所属先である事業所から行うこと。

特定非営利活動法人 東松山障害者就労支援センター 認定講習事務局(担当:若尾・前田)

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-21 高砂武蔵ビルディング 703

TEL:認定講習専用 080-4356-8370 FAX:048-762-6926

E-mail:jcc-urawa@zac.or.jp